2025年度障害者(児)福祉担当職員新任研修

障害福祉サービス事業について

令和７年５月２３日（金）

愛知県福祉局福祉部障害福祉課

障害福祉事業所支援室

障害福祉サービス等の概要

障害者へのサービス

- 根拠法令　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
- 対　　象　18歳以上の障害のある方
- 主　　体　事業所と利用者が直接契約を締結しサービスを受ける（指定サービス）
- 市 町 村　障害支援区分の認定、支給決定を始めとした支援の実施
- 　県　　事業所の指定・指導、広域的な施策の実施

障害児へのサービス

- 根拠法令　児童福祉法
- 対　　象　18歳未満の障害のある児童　（保護者）
- 主　　体　事業所と利用者が直接契約を締結しサービスを受ける（指定サービス）
- 市 町 村　障害支援区分の認定、支給決定を始めとした支援の実施
- 　県　　事業所の指定・指導、広域的な施策の実施

障害福祉サービス等の体系（概要）

【介護給付】
居宅介護
重度訪問介護
同行援護
行動援護
重度障害者等包括支援
短期入所（ショートステイ）
療養介護
生活介護
施設入所支援

【訓練等給付】
共同生活援助
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）
就労定着支援
就労選択支援（令和7年10月1日施行）

【相談支援】
計画相談支援・障害児相談支援
地域移行支援・地域定着支援

【児童福祉サービス】
児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
障害児入所施設

【補装具】
補装具費の支給

【自立支援医療】
更生医療
育成医療
精神通院医療

地域生活支援事業

【市町村事業】
理解促進研修・啓発、自発的活動支援、相談支援、成年後見制度利用支援、成年後見制度法人後見支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援、手話奉仕員養成研修、地域活動支援センター

【県 事 業】
専門性の高い相談支援、専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修・派遣、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整、広域的な対応が必要な事業、人材育成

障害福祉サービス等の利用手続き

ご利用者

申請（ご利用者から市町村の窓口へ）

市町村による障害支援区分（１～６）の認定（主に介護給付の場合）

相談支援事業者等

サービス等利用計画案の作成
相談支援事業者等⇒市町村へ提出

支給決定（市町村→ご利用者の方）

サービス担当者会議（相談支援事業者、事業者等）

支給決定時のサービス等利用計画の作成

サービス事業所

サービス利用の開始
- 利用契約の締結（事業者↔ご利用者）
- 個別支援計画の策定・支援の開始
- 定期的なモニタリング→必要に応じた支援方法の見直し

サービス名		
介護等給付費	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供を行う。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

サービス名		
訓練等給付費	自立生活援助	居宅において単身等で生活する人に、相談対応や関係機関との連絡調整等の、自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。
	共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供を行う。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。機能訓練と生活訓練がある。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型がある。
	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、一般企業等に雇用された人の就労の継続を図るため、相談や指導を行う。
	就労選択支援 （令和7年10月1日施行）	**障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。**

サービス名		
その他給付費	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

就労選択支援について

厚生労働省Webページ
https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001389440.pdf
R7.1.30　資料６「就労選択支援について」から抜粋

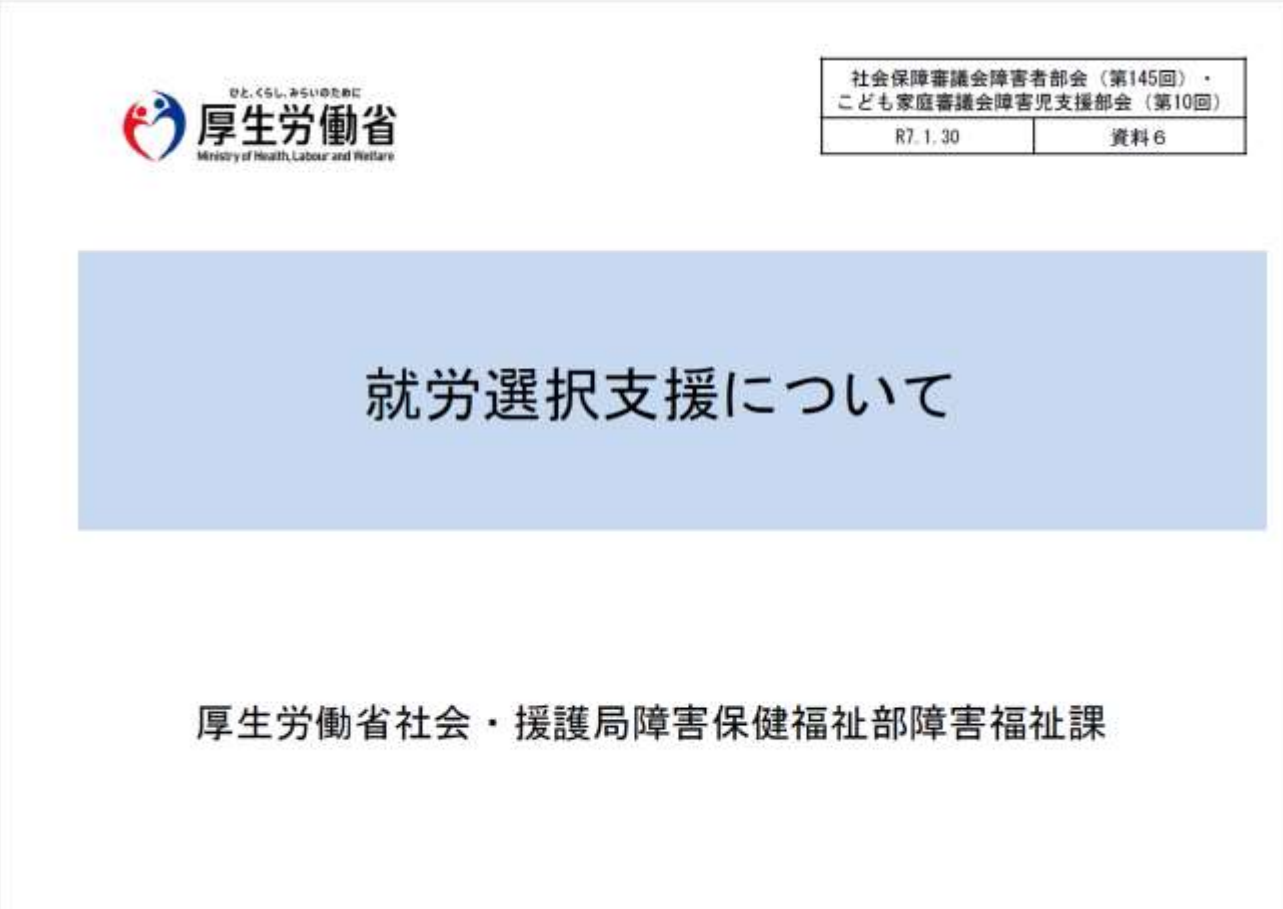

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会保障審議会障害者部会（第145回）・ こども家庭審議会障害児支援部会（第10回）	
R7. 1. 30	資料６

就労選択支援について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

就労選択支援の法令事項

法の条文

※ 第13項を新設

第五条　(略)

13　この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①**主務省令で定める者**につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②**主務省令で定める事項**の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③**主務省令で定める便宜**を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

公布済みのもの

＜障害者総合支援法施行規則＞※令和６年１月25日公布

①主務省令で定める者
- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

②主務省令で定める事項
- 障害の種類及び程度/就労に関する意向/就労に関する経験/就労するために必要な配慮及び支援/就労するための適切な作業の環境/その他適切な選択のために必要な事項

③主務省令で定める便宜
- 障害福祉サービス事業を行う者その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整　等

④その他
- 支給決定の有効期間：１か月又は２か月のうち市町村が定める期間　等

＜基準省令＞※令和６年１月25日公布

○人員基準
- 就労選択支援員は、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上
- 就労選択支援員は指定就労選択支援の提供に当たる者として「厚生労働大臣が定めるもの」とする　等

○運営基準
- 実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする
- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする　等

＜報酬告示＞※令和６年３月15日公布
就労選択支援サービス費：1,210単位／日、特定事業所集中減算：200単位／日　等

今後公布予定のもの

＜政令＞※令和６年度中に公布予定
施行期日：令和７年10月１日

令和７年３月３１日付けで公布

＜告示＞※令和６年度中に公布予定
基準省令において、就労選択支援員の要件を「厚生労働大臣が定めるもの」と規定しており、当該要件を規定する
（就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする等。詳細後述）

※ 上記の他、就労選択支援の創設に伴う所要の規定の整備を行うため関係政令・省令・告示を改正予定であり、令和６年度中に公布予定

2

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定
（一部改変）

○　障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和７年10月１日施行）

対象者

○　就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

※　令和７年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和９年４月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

○　**就労選択支援サービス費**　　**1,210単位／日**

○　**特定事業所集中減算**　　**200単位／日**

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前６月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型又は指定就労継続支援Ｂ型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

○　**原則１か月**　　１か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、２か月の支給決定を行う。

基本プロセス

○　短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。

○　アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。

○　アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。

○　協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

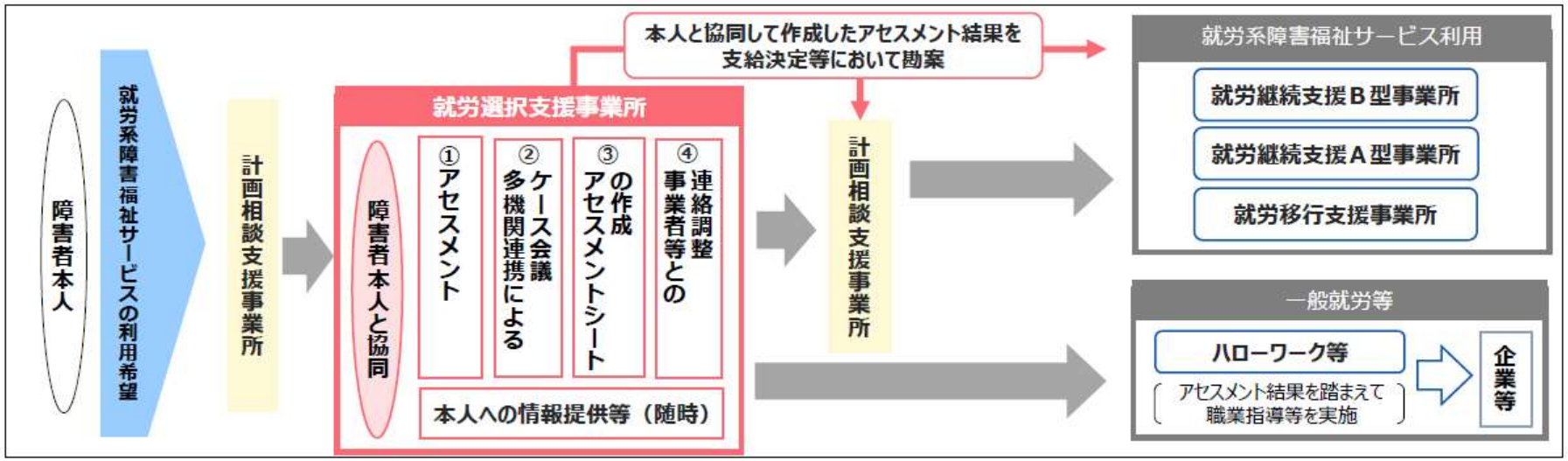

3

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

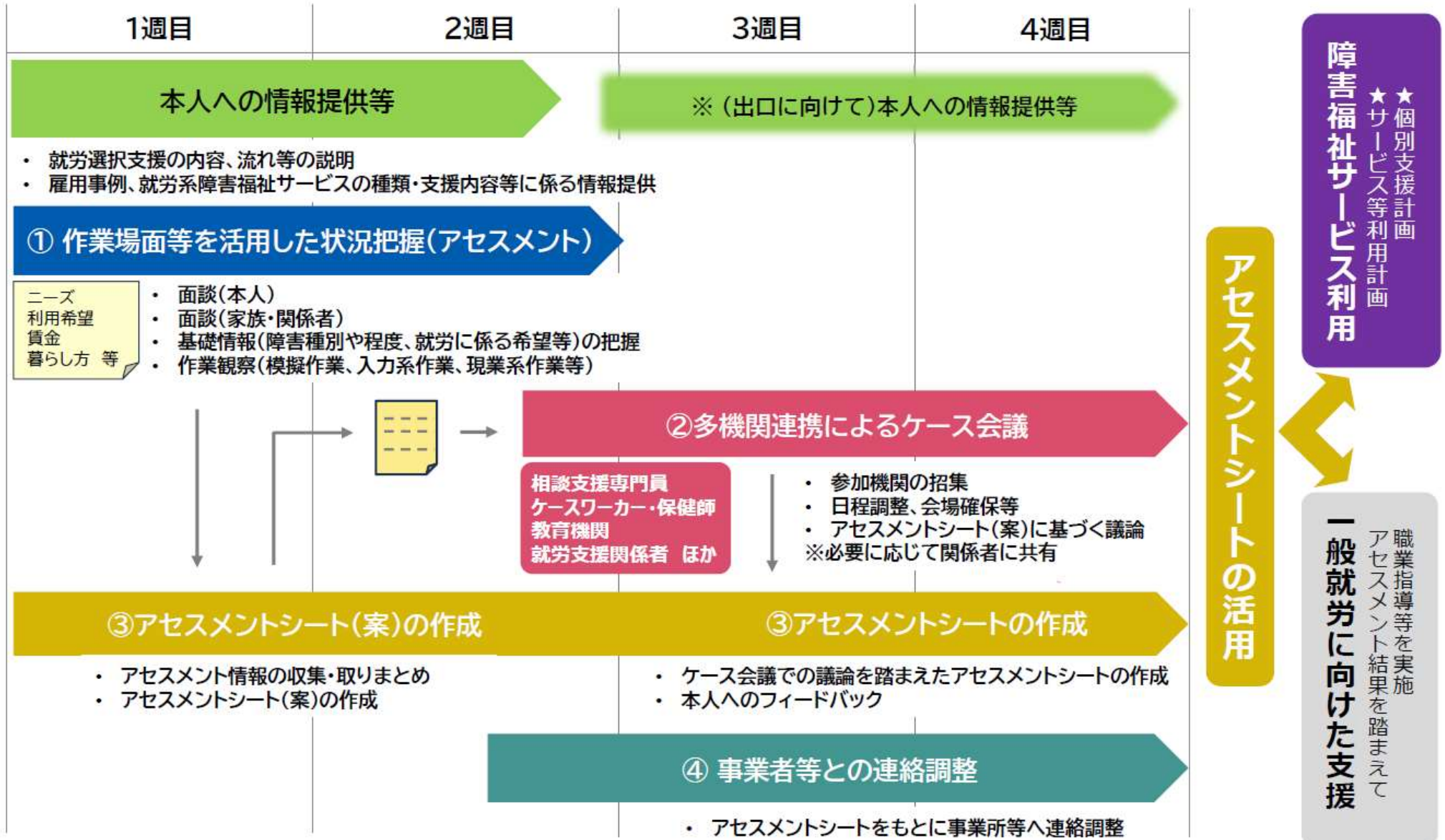

５．支給決定について

概　要

○　施行規則において、支給決定の有効期間は「１月間又は２月間のうち市町村が定める期間」としている。

○　令和６年度報酬改定の概要においては、支給決定の期間について、以下のとおりとしている。

・　支給決定期間は１か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、１か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、２か月の支給決定を行う。

・　市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。

○　さらに、令和６年度報酬改定検討チームにおいて、２か月の支給決定を行う場合としては、以下のような事由（以下「例外事由」という）が示されている。

・　自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、１か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合

・　作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、１か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

方向性

○　支給決定事務処理要領において、市区町村が適切に支給決定を行うことができるよう、以下の内容を示す。

・　支給決定期間は原則１か月とし、例外事由に該当する場合のみ２か月の支給決定を行う

・　支給決定期間を延長することは原則想定していないが、１か月の支給決定を行い、支援開始後に例外事由に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度１か月の支給決定を行う

※　再度１か月の支給決定を行う場合や、就労選択支援利用後に就労系サービスの支給決定を行う場合には、市区町村が短期間で複数の支給決定を行うことが必要になるが、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、事務処理要領において、「例えば、認定調査の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査を行い障害の程度を含めた心身の状況を把握する」旨を示しており、支給決定に当たって勘案すべき項目の中で、短期間で変化が想定されない調査項目を簡略化する等、工夫して差し支えないこととする。

○　なお、就労選択支援を経た後の就労系障害福祉サービス利用に係る支給決定においては、就労選択支援で作成されたアセスメント結果を勘案することで、利用者本人の希望や能力、適正等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資するサービスの利用が促進されるよう留意すること。

- 就労選択支援の支給決定事務要領等については、下記の厚生労働省Webページに掲載されています。

厚生労働省Webページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html

「就労選択支援について」

３　事務処理要領・支給決定通知

・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

・介護給付費等の支給決定等について

障害者総合支援法の経緯

● 平成15年4月支援費制度スタート（利用者が福祉サービスを選択するしくみ）

● 平成16年10月今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）が示され、3障害について一元的にサービス提供できるよう法的整備を行うことを提案

● 平成17年10月障害者自立支援法成立

● 平成18年4月障害者自立支援法施行（障害各法による福祉サービスの一元化）

● 平成21年3月国会に障害者自立支援法改正法案提出

● 平成22年12月改正障害者自立支援法成立（関係法律整備法）改正障害者自立支援法施行（第1段階：障害者の範囲の見直し）

● 平成23年8月障害者総合福祉法の骨格提言が示される10月改正障害者自立支援法施行（第2段階：同行援護の創設、グループホーム家賃助成）

● 平成24年3月障害者総合支援法成立（関係法律整備法）4月改正障害者自立支援法と改正児童福祉法施行（第3段階：利用者負担の見直し、相談支援・障害児支援の強化）

● 平成25年4月障害者総合支援法施行（平成25年4月実施分）

● 平成26年4月障害者総合支援法完全施行（障害支援区分への改正、ケアホームとグループホームの一元化など）

● 平成28年5月障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法成立（障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質確保・向上に向けた環境整備）

●平成30年4月障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法施行

●令和3年4月障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法施行

●令和6年4月障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法施行